

京阪マイレージPiTaPaカード会員特約

第1条 (総則)

本特約は株式会社京阪カード（以下「京阪カード」という。）、京阪ホールディングス株式会社（以下「ホールディングス」という。）、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という。）、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）、京阪カード、ホールディングス、スルッと、JCBを以下総称して「四社」という。）が発行する「京阪マイレージPiTaPaカード」（以下「本カード」という。）の基本的事項および京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）が定める交通利用に基づくポイントの進呈に関して、「PiTaPa会員規約」（以下「基本規約」という。）、「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」（以下「ジュニア・キッズ特約」という。）およびホールディングスが定める「おけいはんポイントサービス規約」（以下「ポイント規約」という。）の特約事項を定めるものです。

第2条 (会員と本カードの貸与と取り扱い)

- 会員とは、京阪カードおよびJCBが提携して発行する「e-kenet JCBカード」（以下「e-kenetカード」という。）の本会員または家族会員のうち、四社および京阪に対し、基本規約、ポイント規約および本特約を承認のうえ入会を申し込み、四社、京阪、およびスルッととの委託会社である三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という。）が適格と認めた方をいいます。
- 本カードは、e-kenetカードに付帯するカードとして四社が発行し、会員に貸与します。基本規約第3条第2項(1)に定める「一般家族カード」は、当該家族会員がe-kenetカードの家族会員であることを条件とし貸与します。また、基本規約第3条第2項(2)に定める「ジュニアカード」および基本規約第3条第2項(3)に定める「キッズカード」は、e-kenetカードの本会員に発行する本カードの家族会員として四社が発行し、貸与します。
- 本カードの所有権は四社の共有とします。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条 (サービス利用)

- 会員は、四社より提供される特典・サービスを受けることができます。会員はこれらの特典・サービスを受ける場合には、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
- 会員は、本カードによる京阪線・鋼索線・大津線のご利用に基づき、京阪が別途定める規定等に従い「京阪レイルウェイマイレージサービス」を利用できるものとします。

第4条 (本カードのポストペイ利用および利用可能枠)

- 本カードのポストペイ利用可能枠はJCBがスルッととの同意を得て定めるものとします。
- JCBは会員の信用状態に重要な変化が生じたとき、または会員が本特約、JCB会員規約もしくは基本規約に違反しているとJCBが判断したときは、前項の利用可能枠を減額できるものとします。
- JCBは会員が本特約、JCB会員規約もしくは基本規約に違反した場合、またはJCB会員規約に基づきe-kenetカードの会員資格を喪失した場合、本カードのポストペイ利用を停止することができるものとします。

第5条 (年会費等)

会員は、四社に対して四社各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第6条 (債権の立替払いの承認等)

- 会員は、基本規約第32条に基づく立替払いにより三井住友が取得する会員への債権について、JCBが三井住友へ立替払いを行うことを委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 前項の委託に基づき、会員は、JCBに対し、本カードの基本規約に基づく利用代金の一切の支払債務を負担するものとします。
- 商品の所有権は、JCBが三井住友に立替払いすることによりJCBに移転すること、および前項の債務の完済までJCBに留保されることを、会員はあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 本カードの利用によるJCBに支払うべき会員の債務については、JCB会員規約が適用されるものとします。

第7条 (PiTaPa利用に関する会員への請求)

基本規約に基づき発生する会員の債務についてはJCB会員規約の定めにより生じた債務とともにJCBが一括して請求するものとし、会員は、JCB会員規約に基づき、会員指定の口座から約定決済日に支払うものとします。

第8条 (バリュー残高の返金と未払い債権への補填)

- 基本規約の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードの有効期限更新をした場合、JCBは、スルッとに代わり本カードのバリュー残額をJCB会員規約に基づくお支払い口座へ返金するものとします。ただし、当該返金に際してJCBより請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの返還がなされない場合、JCBは返金に応じることはできません。
- 会員が本特約またはJCB会員規約に基づき会員資格を喪失した場合、JCBは本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。
- 会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合は、スルッとに代わりJCBが会員に対してスルッとが通知または公表する払戻し手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻し手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額が払戻し手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第9条 (本カードの紛失・盗難による責任の区分)

- 本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、基本規約に基づいて、本カードの貸与を受けた会員の負担とします。
- 前項の規定にかかわらず、紛失・盗難の事実をすみやかに、スルッとおよびJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよびJCBの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、JCB会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）の定めに基づき、JCBが支払債務を免除します。

第10条 (本カードの有効期限)

- 本カードの有効期限は、四社が指定するものとし、本カードに記載した月の末日までとします。
- 有効期限の2ヵ月前までに退会の申し出がなく、四社が引き続き会員として認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
- ジュニアカードの会員は基本規約の「ジュニア・キッズ特約」第4条第2項の定めに関わらず、有効期限をもって会員資格を喪失するものとします。

第11条 (本カードに係る業務)

- 会員は、JCBが本カードに係る次の業務を行うことに同意するものとします。なお、JCBは、業務の一部または全部を第三者に委託できるものとします。
 - 本カードの入会申し込みの受付、申込書の記載内容の確認と会員の資格審査および入会審査の承認、登録に係る業務
 - 与信業務および債権管理業務。また当該業務のために行う、JCB会員規約で規定する信用情報機関への照会・登録に係る業務
 - 本カードの利用代金および手数料の金額の通知および口座振替、代金の支払督促、回収および本カード回収に関する業務
 - 本カードにおける会員の各種変更に関する業務
- 会員は、JCBおよびスルッとが、前項各号の業務に係る情報を相互に提供し利用することを承諾します。

第12条 (本カードの再発行)

本カードの紛失、盗難、毀損、滅失、氏名変更等の場合には、会員が所定の届け出を行い、四社が適当と認めた場合に限り、本カードを

再発行します。この場合、会員は、スルッとおよびJCBが通知または公表する方法でカード再発行手数料を支払うものとします。

第13条 (家族会員の追加)

会員は、家族カードの発行を希望する場合、四社所定の届け出を行い、四社が適当と認めた場合に限り、家族カードを発行します。

第14条 (ジュニアカードの有効期限等)

ジュニアカードの有効期限は、原則として家族会員が満18歳になる年度(4月1日から翌年の3月末日まで)の3月末日までとし、有効期限到来時に一般家族カードの発行を希望する場合は、四社所定の届け出を行い、四社が適当と認めた場合に限り、一般家族カードを発行します。

第15条 (資格取消)

四社は、会員が次の事項の一つにでも該当した場合には、会員資格を喪失させ、本特約に基づく会員契約を解除することができるものとします。この場合、会員は本カードを直ちに四社のうちいずれかに返還するものとします。

- (1) 会員が四社の定める会員規約・規定・特約および本特約のいずれかに違反した場合
- (2) 四社のうちいずれかが会員の本カードの利用を不適当と認めた場合
- (3) 四社が有効期限を更新した本カードを発行せず、本カードの有効期限が経過したとき
- (4) 会員が、本会員としてスルッとまたはJCBから複数のカード(スルッともしくはJCBが他社と提携して発行するカードを含む。)を貸与されている場合、複数のカードの一部または全部において、上記(1)から(3)に記載した事項のいずれかに該当したとき

第16条 (退会)

1. 会員は本カードを退会する場合、所定の方法によりJCBに届け出るものとします。
2. 会員は、前項により、本カードについて四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、基本規約に従い本カードについて四社すべてから退会となるものとします。
3. 会員がJCBの発行する「e-kenetカード」を退会することによって、本カードも同時に退会となるものとします。

第17条 (情報の提供に関する同意)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下総称して「会員等」という。)は、基本規約第39条に基づきスルッとおよび三井住友が取得、利用する個人情報について、本特約に基づく業務を行うにあたり、保護措置を講じたうえで本特約およびJCB会員規約の定めに従い、JCBが取得、利用することに同意するものとします。
2. 会員等はJCBが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人信用情報機関等の登録・利用に関し、本特約第17条およびJCB会員規約(個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)、(個人情報の開示、訂正、削除)の定めが適用されることに同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込をした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
3. 会員等がJCBに当該個人情報について開示を求める場合には、JCB会員規約の定めに従い請求できるものとします。
4. 会員等は、四社が本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。
 - (1) 本カードの申込書に記載された情報、および四社各々の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった会員等の情報。
 - (2) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
 - (3) 本カードの申込により発行されるカードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
 - (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
 - (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。
5. 会員は、スルッとが会員の本カードの利用情報を、保護措置を講じたうえで、京阪カードに対し提供し、京阪カードが正当な事業活動の範囲で、PiTaPaのご利用情報に基づいたポイントの進捗を行うこと、および会員の交通利用・ショッピング利用の内容・居住エリア・年齢層等の情報分析をして、趣味・嗜好に応じた特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付することに同意します。
6. 会員は、京阪カードがスルッとから提供された利用情報を、保護措置を講じたうえでホールディングスならびに京阪に対し提供し、京阪が正当な事業活動の範囲でPiTaPaのご利用情報に基づいたポイントの進捗を行うこと、および会員の交通利用・ショッピング利用の内容・居住エリア・年齢層等の情報分析をして、趣味・嗜好に応じたホールディングスならびに京阪が特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付することに同意します。
7. 会員は、ホールディングスが京阪カードから提供された個人情報を、保護措置を講じたうえで、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した「京阪グループ各社」(京阪グループ各社とは、京阪ホールディングス株式会社、および京阪ホールディングス株式会社の法令に定める子会社・関係会社をいいます。)と共同利用し、京阪グループ各社が会員の交通利用・ショッピング利用の内容・居住エリア・年齢層等の情報分析をして、趣味・嗜好に応じた特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付すること、およびマーケティング活動・商品開発のために利用することに同意します。また、京阪グループ各社での利用に際し、会員に連絡する必要が生じた場合には京阪グループ各社から会員に連絡することに同意します。
8. 前項の京阪グループにおいて共同利用する個人情報の管理について責任を有する者はホールディングスとします。詳細は下記ホームページよりご確認ください。

<当該個人情報の管理について責任を有するもの>
名称：京阪ホールディングス株式会社
住所：〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話番号：06-6944-2525
ホームページアドレス <https://www.keihan.co.jp/corporate/>
9. 会員は、これらの営業案内中止の申し出をすることができます。
10. 営業案内中止の申し出は、京阪カードお客様相談窓口までお問合せいただくこととします。

<京阪カードお客様相談窓口>
〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話番号：06-6944-2899
11. 京阪カード、ホールディングスおよび京阪グループ各社は第5項第6項および第7項により提供された会員の情報を厳正に管理し、会員情報保護に十分な注意を払うと共に、各々会員規約に定める目的以外に利用しないものとします。
12. 京阪グループ各社の名称・事業内容はホールディングスのホームページ(<https://www.keihan.co.jp/corporate/>)をご覧ください。
13. 会員は、ホールディングスの個人情報の取り扱いに関する重要事項、ポイント規約第7条および基本規約第3部に記載された個人情報の取り扱いについて同意します。
14. 四社は、会員等の個人情報を厳正に管理し、その保護に十分な注意を払うとともに、本特約および各々の会員規約・規定・特約の定めにより、取り扱うものとします。
15. 本カードの発行により四社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問い合わせ先は、本特約末尾に記載の三社とします。

第18条 (基本規約の読替)

1. 基本規約の以下の条文のうち「スルッと」を「JCB」および「スルッと」へ読み替えるものとします。
第8条第1項、第11条第1項
2. 基本規約の以下の条文のうち「両社」を「両社」および「JCB」へ読み替えるものとします。

第8条第2項

第19条（本特約の不同意）

四社は、会員等が本カードの申込に際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合または本特約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合には、本カードの入会をお断りすることがあります。

第20条（特約の改定）

四社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、四社は、当該改定の効力が生じる日を定めたくて本サイトに公表します。

第21条（会員規約・規定・特約の適用）

本特約に定めのない事項については、基本規約、ジュニア・キッズ特約、ポイント規約、JCB会員規約を適用するものとします。なお、基本規約、ジュニア・キッズ特約およびポイント規約に本特約の条項と異なる定めがある場合、本特約が優先するものとします。

【個人情報に関する問い合わせ先】

京阪ホールディングス株式会社

〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

電話番号：06-6944-2525

株式会社スルッとKANSAI

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号

電話番号：06-7730-9861

株式会社ジェーシーピー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

電話番号：0120-668-500

【2026年3月】
(TK570600・20260331)